

痴漢えん罪西武池袋線小林事件

難病の小林さんの生命を守る

「刑の執行停止」と「仮釈放」を！

法務省は人権を守ってください

——適切な難病治療を受けるため、一日も早く

小林さんを「刑務所」から出してください——

私たちは現在、静岡刑務所に受刑のため収監されている痴漢えん罪西武池袋線小林事件の小林卓之さん（六九歳）に対して、法務大臣、東京高等検察庁には「刑の執行停止」を、静岡刑務所、関東地方更生保護委員会には「仮釈放」を人権上、人道上から一日も早く行なうようそれぞれ求めています。

小林卓之さんは、十三年も前から膠原病全身強皮症を患い、一昨年五月には脳梗塞を発症しており、専門的で適切な治療が必要です。小林さんの主治医は、昨年一〇月に東京高等検察庁が「刑の執行」を行なうにあたって、「難病者の刑の執行は、適切な治療を奪うもので重大なこと」と生命の危険を危惧し、「刑の執行停止」を求めています。あれから一年。静岡刑務所に収監された小林さんは、支援者、弁護士、家族の要請と、刑務所当局の配慮もあり最低限の薬の服用や刑務所生活は送れるものの、難病の進行状況の診察や専門的な治療を受けることができていません。

今年三月、国民救援会などが支援してきた滋賀県の冤罪日野町事件の阪原弘さんが、広島刑務所内で重篤になるまで、適切な治療も「刑の執行停止」も行なわれず死去しました。小林さんもいつ何時、同じ状態になるのではないかと危惧しています。

私たちは、難しいことを要求しているわけではありません。刑事訴訟法第四八二条―自由刑の執行停止の一、では、「刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき」と明確に述べています。

さらに、小林さんは、昨年一〇月に刑の執行を受けてから、一年が経ちました。刑法二八条の「仮釈放」では―「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を…」、行政官庁の処分によつて仮に釈放することができる」とあります。小林さんは、一年一〇月の刑を受け、今年九月には、刑期の半分をこえました。小林さんと弁護士は、痴漢えん罪事件では、はじめて再審を申し立てました。このことが、「仮釈放」できない大きな理由であれば大きな社会問題です。

小林さんは、難病を抱えながら冬の寒さ、夏の暑さに耐えてきました。難病の小林さんにとつて、また、厳しい冬がやってきます。これ以上の苦しみを与えることは、人権上人道上あつてはならないことだと考えます。どうか、一日も早い小林卓之さんの「刑の執行停止」、「仮釈放」が実現されるためご支援・ご協力をいただきますようお願いいたします。